旅行業協会ボンド保証規程保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者
(一)　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一九号　昭和三十年二月二十一日
(二)　商号　日本通運株式会社
(三)　名称、住所及び代表者の氏名　日本通運株式会社　東京都港区東新橋一丁目九番三号　代表取締役　渡邉　健二
(四)　主たる営業所の称及び所在地　本社営業所　東京都港区東新橋一丁目九番三号
二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日
三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十五年七月八日
四、当協会に預託した保証金等の額　一千一百万円也
五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、一億二千万円及び一千二百万円也です。
六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十五年八月一日
東京都千代田区霞が関三丁目三番二号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　菊間　潤吾

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 25 年８月１日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社トラベルステーション　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－480号　④株式会社トラベルステーション　千葉市中央区長洲一丁目32番１号　代表取締役　柴崎一夫　⑤本社営業所　千葉市中央区長洲一丁目32番１号　⑥平成５年７月７日　⑧平成25年６月30日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉市中央区長洲一丁目32番１号　株式会社トラベルステーション　代表取締役　柴崎一夫

Ｂ　①友好交流企画株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6054号　④友好交流企画株式会社　東京都品川区平塚１丁目15番８号　代表取締役　池田由紀　⑤東京営業所　東京都千代田区内神田３－３－６フォレシティ内神田802号室　⑥平成20年６月26日　⑧平成25年６月26日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都品川区平塚１丁目15番８号　友好交流企画株式会社　代表取締役　池田由紀

Ｂ　①株式会社東急百貨店　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－2944号　④株式会社東急百貨店　東京都渋谷区道玄坂二丁目24番１号　代表取締役　二橋千裕　⑤本店　旅行サロン　東京都渋谷区道玄坂二丁目24番１号　⑥平成元年８月24日　⑧平成25年７月１日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区道玄坂二丁目24番１号　株式会社東急百貨店　代表取締役　二橋千裕

Ｂ　①株式会社富士ツーリスト　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－305号　④株式会社富士ツーリスト　静岡県富士市久沢720　代表取締役　植田治光　⑤株式会社富士ツーリスト　静岡県富士市久沢720　⑥平成元年７月４日　⑧平成25年７月４日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県富士市久沢720　株式会社富士ツーリスト　代表取締役　植田治光

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 25 年８月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示
①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社ＡＢＣ商会　②第２種旅行業　③広島県知事登録旅行業第２－379号　④株式会社ＡＢＣ商会（旧、株式会社ニシキタクシー）　広島市西区己斐中３丁目４番４号　破産管財人　坂下宗生　⑤本社営業所　広島市西区中広町２丁目10番３号　⑥平成20年12月８日　⑦平成25年６月５日　⑧220万円　⑨1100万円